

## 高齢者等居住改修住宅等に係る固定資産税減額適用申告書

(宛先) 春日井市長  
住所 (所在地)

令和      年      月      日

納  
税  
義  
務  
者

氏名 (名称及び代表者氏名)

個人番号 (法人番号)

電話 (      )

次のとおり春日井市市税条例附則第10条の3第7項の規定の適用を受けるため申告します。

本申告書記載の内容を審査するに当たり、世帯区分・現住所・介護保険給付及び助成制度の利用状況等を資産税課が関係課へ照会することに同意します。

氏名

※ 納税義務者本人が署名してください。署名できない場合、本人確認書類を提示又は写しを添付してください。

※ 同意されない場合、審査を行なう上で添付書類以外の書類が必要となった際、その都度提出していただくこととなります。

改  
修  
工  
事  
を  
方

65歳以上の者     障がい者  
 要介護認定又は要支援認定を受けている者

住所

氏名

生年月日      年      月      日

家屋の所在地 (家屋番号)	種 類	建 築 年 月 日 及び登記年月日	床 面 積 (㎡)	人の居住の用に供 する部分の床面積	適 用 床 面 積 (㎡)	改 修 工 事 が完了した年月日	改 修 工 事 に要した費用	補助金等の額

3月以内に提出できなかった理由      ※工事完了から3月以内に提出できなかった場合のみ記入してください。

\* 省エネ (熱損失防止) 改修工事を同時に行った場合は、省エネ改修の申告書も提出してください。

上記のとおりですので、減額の適用をしてよろしいか。

**受付時確認欄**

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 記載漏れが無い                  | <input type="checkbox"/> 必要書類が揃っている                  |
| <input type="checkbox"/> 新築後10年以上経過した住宅           | <input type="checkbox"/> 改修費用の自己負担額が50万円超            |
| <input type="checkbox"/> 改修工事を必要とした方が居住している       | <input type="checkbox"/> 改修工事完了から3月以内(3月以上の場合、理由の記載) |
| <input type="checkbox"/> 賃貸住宅ではない (併用は住宅部分が1/2以上) | <input type="checkbox"/> 新築軽減等の対象期間ではない              |
| <input type="checkbox"/> 改修後の住宅床面積が50㎡以上280㎡以下    |  |

**同意者氏名**

- 介護保険 居宅介護予防住宅改修費 → 被保険者
- 春日井市地域生活支援事業規則(日常生活用具費支給) → 障がい者が18歳以上の場合は本人、18歳未満の場合は保護者 (障がい福祉課にて確認)

課 長	課長補佐	課長補佐	主 査	担 当

## 高齢者等居住改修住宅等に係る固定資産税の減額措置について

新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く）で、平成28年4月1日から令和4年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、次の要件を満たしていれば、改修工事が完了した年の翌年度1回限り、100㎡相当分まで固定資産税の減額を受けることができます。

減額措置対象の納税義務者は、改修工事完了後3月以内に必要書類を持参して、減額の手続きを行ってください。

### 減額を受けるための主な要件

- 次のいずれかの人が居住する既存の住宅であること。
  - 賦課期日（申告書提出の翌年1月1日）65歳以上の者
  - 要介護認定又は要支援認定を受けている者
  - 障がい者
- 次の工事（附帯工事を含む）で、補助金等を除く自己負担額が50万円超であること。
  - 介助用の車いすで容易に移動するため通路又は出入口の幅を拡張する工事
  - 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る）又は改良によりその勾配を緩和する工事
  - 浴室を改良する工事（浴室の床面積を増加させる、浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える、移乗台・踏み台等浴槽の出入りを容易にする設備を設置する、身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置又は取り替える）
  - 便所を改良する工事（便所の床面積を増加させる、便器を座便式のものに取り替える、便器の座高を高くする）
  - 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
  - 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事
  - 出入口の戸を改良する工事（開戸を引戸又は折戸に取り替える、開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える、戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する）
  - 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取替える工事

※ 新築住宅の減額や耐震改修工事による減額と同時に適用はできません。ただし、省エネ改修工事による減額との同時適用は可能です。
- 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

### 減額の内容

改修工事を行った住宅の固定資産税額の3分の1（都市計画税は減額されません）

### 減額される期間

改修が行われた翌年度分（適用は1回限り）

### 申告に必要な書類

- 納税義務者の住民票の写し
  - イ 高齢者が居住する家屋は、その方の住民票の写し  
ロ 介護認定等を受けている方が居住する家屋は、その介護保険被保険者証の写し  
ハ 障がい者が居住する家屋は、その方の障がい者手帳等、該当する旨を証する書類の写し
  - 改修工事の内容及び費用を確認できる明細書、改修箇所を撮影（改修前・改修後）した写真、工事費用を支払ったことを確認できる領収書
  - 補助金等の交付決定、居宅介護住宅改修費の給付決定又は介護予防住宅改修費に係る給付決定を受けたことを確認できる書類
  - その他市長が必要と認める書類
- ※ 公簿等で確認できるときは省略することができる

### 根拠法令

地方税法附則第15条の9第4項～第8項